

弘前市景観計画（素案）に対するパブリックコメントの結果について

募集期間：平成23年5月13日～平成23年6月9日

応募件数：11件（5名）

番号	章・ページ	意見等	回答
1	第1章 7ページ	地図「第八師団関連施設と現存する建造物」について、地図中の建物は、現存する建物をすべて網羅したものではないので、タイトルの変更が必要。また、野砲兵第8連隊の旧兵舎（現学校倉庫）は現存しないのではないか。	地図のタイトルについては、現存する建造物すべてを網羅したものではないことから、「第八師団関連施設と現存する主な建造物」に修正します。 また、地図についても、建造物が現存するとしていた野砲兵第8連隊の旧兵舎2件のうち1件は現存していないことから、修正します（1件は学校倉庫として現存しています）。
2	第2章 25ページ	主な景観資源の表において、国指定史跡の一つである「堀越城跡」がないので、追加してほしい。	市では、「景観に関する市民アンケート」や「私の好きな・大切にしたい弘前の風景募集」の結果をもとに、主な景観資源の表を作成しております。 そのため、堀越城跡については、この表に記載しませんでした。ご指摘のとおり、堀越城跡は国指定史跡として文化的・歴史的に評価されている史跡であることから、同表に追加する方向で検討してまいります。
3	第6章 65ページ	独孤の森公園からの岩木山の眺めを「大切にしたい眺め」として追加してほしい。ここからの岩木山の眺めは雄大で、公園の利用促進にもつながる。	「大切にしたい場所・眺め」は、市全域に係る景観の基準に、その場所独自の基準を追加して、緩やかに景観を規制・誘導していこうとする枠組みです。 「景観に関する市民アンケート」においても、独孤の森公園は、大切にしたいと思う岩木山の眺めとして挙げられていることから、大切にしたい眺めとして計画に位置付ける方向で検討してまいります。
4	第6章 65ページ	JR弘前駅正面口（自由通路2階展望デッキ）から見る事ができる岩木山への眺望景観について、この眺めを保全するために、これを阻害する可能性のある建築物等への規制を設けることについて検討できないか。	弘前駅前地区は、土手町と並び、弘前市を代表する商業地区であり、それに合わせた建ぺい率及び容積率が設定されております。 建築物の高さ制限を実施する場合には、強制力が伴う都市計画による高さ制限を導入又は景観計画における眺望景観保全地区を指定する必要がありますが、このような規制を導入するに当たっては、あらかじめ、市民や地域の皆様の意見を聴きながら、慎重に検討していく必要があると考えております。

番号	章・ハ°-ジ	意見等	回 答
5	第6章 71 ハ°-ジ	「堀越城跡」について、景観形成重点地区への指定を検討したらどうか。	<p>景観形成重点地区は、原則としてすべての建築物の建築等、工作物の建設等を届出対象とし、建築物や工作物の形態意匠等についてきめ細やかな基準を設けるなど、住民や事業者の負担が大きくなることから、慎重に検討していく必要があります。</p> <p>しかしながら、堀越城跡は、国指定史跡として文化的・歴史的に評価されている史跡であることから、史跡周辺も含めて「大切にしたい場所」または景観形成重点地区として計画に位置付けるかどうかについては、今後の史跡整備の状況を見るとともに、アンケートや風景募集等により市民や地区住民の意見を聴きながら、検討してまいります。</p>
6	第6章 71 ハ°-ジ	<p>「大森勝山遺跡」は知る人ぞ知る当時の縄文景観を彷彿とさせる遺跡であり、景観形成重点地区への指定を検討したらどうか。</p> <p>周囲には人工物が無いことから、ここからの岩木山への眺望も素晴らしく、青森県を代表する縄文景観といっても過言ではないと自負している。</p>	<p>景観形成重点地区は、原則としてすべての建築物の建築等、工作物の建設等を届出対象とし、建築物や工作物の形態意匠等についてきめ細やかな基準を設けるなど、住民や事業者の負担が大きくなることから、慎重に検討していく必要があります。</p> <p>しかしながら、大森勝山遺跡は、文化的・歴史的に評価されている遺跡であることから、景観形成重点地区または遺跡から岩木山への眺めを「大切にしたい眺め」として位置付けるかどうかについては、今後の遺跡整備の状況を見るとともに、アンケートや風景募集等により市民や地区住民の意見を聴きながら、検討してまいります。</p>
7	第6章 80 ハ°-ジ	<p>市内各地からの岩木山への眺望景観には、本丸、城西大橋のほか、りんご公園やアップルロードなどいい眺めがある。</p> <p>特にりんご公園のすり鉢山からの岩木山は代表的な岩木山への眺望景観であることから、眺望景観保全地区に位置付けるべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり、りんご公園すり鉢山やアップルロードからの岩木山は、弘前を代表する景観資源です。</p> <p>このことから、第6章において、「大切にしたい場所」としてアップルロードを、また、「大切にしたい眺め」としてアップルロード上の三本柳からの岩木山とりんご公園すり鉢山からの岩木山を位置づけております。</p> <p>なお、眺望景観保全地区への指定については、届出対象が広がるなど、住民や事業者の負担が大きくなることから、アンケートや風景募集等により市民や地区住民の意見を聴きながら、検討していく必要があると考えております。</p>

番号	章・頁・図	意見等	回 答
8	一	高い場所から市民や観光客が岩木山を遠望できるように、「弘前タワー」（仮称）を建設したらどうか。	<p>景観計画（素案）では、岩木山を弘前の眺望景観のシンボルにとらえ、眺望景観保全地区として弘前城本丸と城西大橋からの岩木山、大切にしたい眺めとしては32件の岩木山の眺めを指定しています。</p> <p>市では、これらの既存の眺望景観を弘前ならではの魅力の一つとして、市民や観光客に情報発信するなど、保全・活用していく方向で検討しております。なお、タワーについては、経費も相当かかることが予想されることから、建設は困難であると考えております。</p>
9	一	亀甲堀からの岩木山の眺めは、大変魅力的な眺望景観だが、電柱・電線がこの景観を阻害している。電柱・電線を取り除き、観光都市・弘前にふさわしい景観にしてほしい。	<p>市では、電線電柱の地中化について、近年では茂森町（3・4・5号上白銀町新寺町線）や仲町伝統的建造物群保存地区などで実施しております。</p> <p>ご指摘の亀甲町からの岩木山については、「大切にしたい眺め」に位置付けていることもあり、堀沿いの電線電柱を取り除くことは、当市の景観づくりにおいて大変有効であると思われれます。</p> <p>したがいまして、ご提案の整備につきましては、景観上の効果や施策の優先度等を考慮しながら、事業実施の可能性を検討してまいります。</p>
10	一	蓬莱橋からの五重塔への眺めについて、展望所をつくったらどうか。	<p>景観計画（素案）では、蓬莱橋からの五重塔の眺めを眺望景観保全地区に指定し、眺めを保全するために必要な建築物と工作物の高さや色彩の基準を設けるなど、岩木山の眺めと同様、積極的に眺望景観づくりを進めていくこととしております。</p> <p>ご提案の蓬莱橋の展望所の建設については、市では、県との連携の下、土淵川かわまちづくり計画を進めており、この計画の一環で、市事業として蓬莱橋の（仮称）橋詰広場の整備を行う予定としております。</p>

番号	章・条・項	意見等	回答
11	—	<p>街並みの雰囲気にあわず見苦しい選挙用の写真入りの立て看板は即刻撤去してほしい。できないのであれば公表するくらいの方針で取り組むべき。</p>	<p>常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板類は、青森県屋外広告物条例により、原則として許可を得て表示することとなっています。</p> <p>しかし、選挙運動のための屋外広告物は、公職選挙法が適用され、屋外広告物条例に基づく許可の対象にはなりません。</p> <p>なお、選挙期間外では、政治資金規正法による政治団体がその政治活動のために表示するものは、面積や表示期間などの基準を満たせば、一部の地域に限り、許可を得なくても表示できることとなっています。</p> <p>景観計画に伴い制定することとしている弘前市屋外広告物条例においても、選挙運動のための屋外広告物については、公職選挙法での規制との関係から、許可の対象にできないものと考えております。</p>